

令和6年度香川地方最低賃金審議会
第3回香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和6年10月7日(月)
香川労働局第1会議室

出席者 公益側 籠池、春日川、高塚
 労働者側 佐山、中村、橋本
 使用者側 川西、近澤、村上

議 題 1 香川県特定(機械)最低賃金額改正の審議について
 2 その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の第3回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。
専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

机上に配付しております資料は、会議次第と資料目次と、No.1から4までの資料です。

配付されておりますでしょうか。

それでは、籠池部会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池部会長

はい、それでは早速ですが、最低賃金額の審議に入りたいと思います。

前回の審議で、労使双方より金額の提示を受けました。その根拠も拝聴させていただきました。

専門部会等で配付された資料等のデータに基づいて算出され、金額のご提示をいただきましたが、前回、最終的には労側からはプラス66円、使側からはプラス40円とのご提示をいただきました。ただ、双方の提示金額には、まだまだ乖離があるというところであります。

前回の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしておりましたところでありまして、この後、金額提示をいただきますようお願いいたします。

労使のご主張には隔たりがありますが、是非とも全会一致での結論を得たいと考えておりますので、格段のご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、本日も労側から個別会議をお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

いいですかね。はい、そうしましたら、各側の控え室について、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

各側の控え室についてご案内いたします。

公労・公使会議はこの第1会議室、使用者代表委員の控え室は相談室、労働者代表委員の控え室はこの奥の第3会議室を用意しております。

労側委員は、公労会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○佐山委員

大丈夫です。

○籠池部会長

よろしいですかね。

そうしましたら、使側は控室のほうにお願いいたします。

(以下非公開)

――了――